

小松飛行場に関する協定

小松飛行場において自衛隊と民間航空相互の円滑な使用を確保するため、つぎのとおり協定する。

昭和35年11月25日

防衛事務次官 今 井 久

運輸事務次官 山 内 公 猷

(民間航空に対する協力)

第1条 防衛庁は、小松飛行場（以下「飛行場」という。）における現在及び将来の民間航空の利便を増進することに積極的に協力するものとする。

(公共用施設)

第2条 民間航空の利用のため、航空法第56条の5第1項の規定により運輸大臣が飛行場の着陸帯、誘導路等の基本施設で別図飛行場財産区分図中赤線をもって囲む区域（以下「公共用施設」という。）を公共の用に供すべき施設として指定することにつき、防衛庁長官は同意するものとする。

(財産の所管)

第3条 飛行場設置後の飛行場の地域の所管は、別図飛行場財産区分図に示す区分により、それぞれ所管することとする。

(公共用施設の改修等)

第4条 防衛庁は、公共用施設の改修等であって、民間航空の利用に影響を及ぼすものについては、運輸省に協議するものとする。

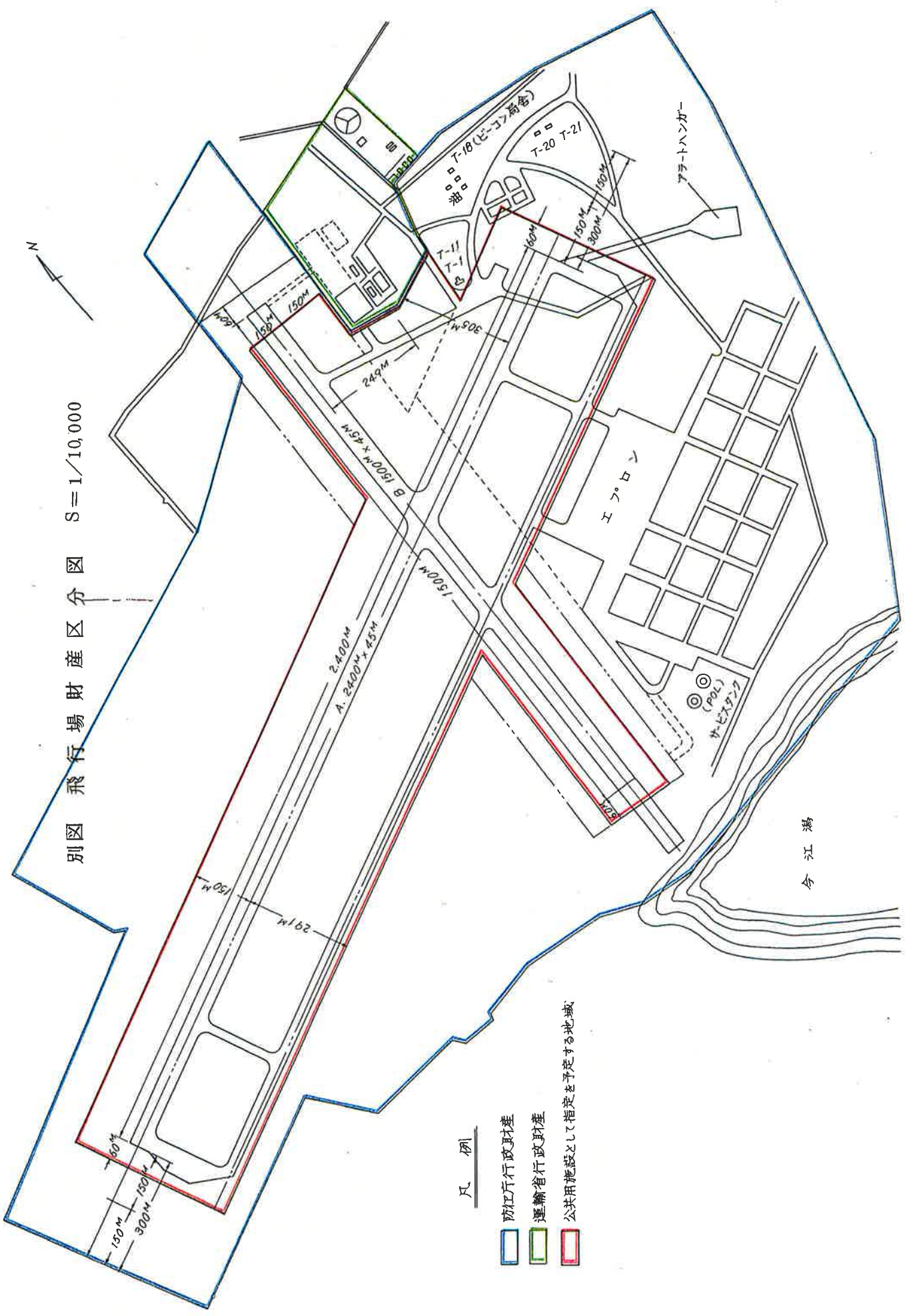
(現存の民間航空用施設の移設等)

第5条 飛行場の建設工事实施のため必要な現存民間航空用施設の移設等については、別添「民間航空用施設移設要領」により防衛庁が行なう。

(管理運営)

第6条 前各条の実施に必要な細部事項及び飛行場の運営に関する事項で民間航空に関係あるものは、別に運輸省航空局長と防衛庁防衛局長又は経理局長が協議して定めるものとする。

別図 飛行場財産区分図 S=1/10,000



凡例

- 府江行政財産
- 運輸省行政財産
- 公共用施設として指定を予定する地域